

駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業実施要綱

(制定) 平成 30 年 6 月 6 日付 30 環地次第 48 号環境局長決定

第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の駅舎における太陽光発電システム等の設置を促進することで、都民や観光客等の駅利用者の再生可能エネルギーに関する理解を深め、その普及拡大につなげるとともに、環境に配慮した駅舎のモデルを発信するために行う「駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

都は、都内の駅舎における太陽光発電システム等の設置に要する経費の一部を助成する。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 駅 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた者又は軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 3 条の特許を受けた者が設置するものであって、旅客の乗降を行うために使用される場所
- 2 リース契約 本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該助成対象設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該助成対象設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該助成対象設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当するものをいう。
 - (1) リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。
 - (2) 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 3 割賦販売 助成対象設備の所有者である売主が、当該助成対象設備の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該助成対象設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該助成対象設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該助成対象設備を販売することをいう。
- 4 リース事業者 リース契約又は割賦販売の契約（以下「リース契約等」という。）に基づき、助成対象設備のリース又は販売を行う者をいう。
- 5 一時滞在施設 大規模地震等の災害の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがいいない場合において、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

第 4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

鉄道事業法第 3 条第 1 項の許可を受けた者若しくは軌道法第 3 条の特許を受けた者

又はこれらの者と3の助成対象設備に係るリース契約等を締結したリース事業者であって、都内において2の助成対象事業を実施する者とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- (5) 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないものとする。

2 助成対象事業

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、都内の駅舎に3の助成対象設備を設置するものであって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) プラットホームの上屋に設置される太陽光発電システムの設備容量が、当該駅内の他の建物に設置される太陽光発電システムの設備容量を下回らないこと。
- (2) 太陽光発電システムの設備容量の合計が35kW以上であること。なお、同一事業者が複数の駅における助成対象事業を同時に申請する場合、当該複数駅の太陽光発電システムの設備容量の合計が35kW以上であれば当該要件を満たすものとする。
- (3) 駅利用者が滞留又は往来する場所において、デジタルサイネージ等により、当該機器の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、太陽光発電の発電電力量を表示するとともに太陽光発電の普及啓発を行うこと。
- (4) 災害時に、駅利用者が滞留又は往来する場所において、デジタルサイネージにより、当該機器の法定耐用年数の期間において、一時滞在施設等の情報を発信すること。
- (5) 駅舎において、電力系統から供給される電気よりも太陽光発電システムから供給される電気を優先的に利用すること。
- (6) 助成対象となる太陽光発電システムの発電量を記録し、都の求めに応じ情報提供すること。

3 助成対象設備

助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）は、別に定める要件を満たす次のものとする。

- (1) 太陽光発電システム（停電時においても電気供給を継続するものであって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の認定を受けない設備に限る。）
- (2) 再生可能エネルギー普及啓発用の標識又は看板（ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムであるデジタルサイネージを含む。）であって、(1)と一体となって整備されるもの（デジタルサイネージに表示される再生可能エネルギー普及啓発用コンテンツの制作に係る経費を含む。）
- (3) 電力系統から供給される電気よりも太陽光発電システムから供給される電気を優

先的に蓄電する蓄電池（助成対象となる蓄電池容量の上限は、設置する太陽光発電システムの設備容量に時間を乗じた値とする。）

4 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象設備の設置に要する次に掲げる経費とする。ただし、助成対象経費の合計額を設置する太陽光発電システムの設備容量で除した値の上限を1,500,000円/kWとし、太陽光発電システムを除く助成対象設備に係る経費の合計額の上限額を太陽光発電システムに係る助成対象経費の合計額とする。

- (1) 設計費（助成対象設備の設計等に要する費用をいう。）
- (2) 設備費（助成対象設備の購入等に要する費用をいう。）
- (3) 工事費（助成対象設備の設置工事に要する費用をいう。助成対象事業の実施に際し、駅に設置されている既存の建物において必要となる当該建物の補強工事費を含む。）

5 助成金交付額

助成金の交付額は、都の予算の範囲内において、助成対象設備を設置する駅ごとに、200,000,000円を上限額とし、助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を除く。以下同じ。）に3分の2を乗じた額（助成対象経費に国その他の団体からの助成金を充当する場合にあっては、助成対象経費の合計額に3分の2を乗じた額から当該助成金の額を控除した額）とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業は、平成30年度から平成34年度（2022年度）まで行うものとする。

なお、助成に係る申請については平成32年度（2020年度）までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、都知事が別に定める。

附 則（平成30年6月6日付30環地次第48号）

この要綱は、平成30年6月6日から施行する。